

# 香川県明るい選挙推進協議会

日時 令和3年6月7日（月）午後1時30分

場所 県庁本館12階 第1・2会議室

## 議 題

- 1 第49回衆議院議員総選挙における臨時啓発事業計画（案）について
  - (1) キャッチコピー（統一標語）の選定について
  - (2) 臨時啓発事業計画の決定について
  
- 2 香川県明るい選挙推進協議会声明（原案）について
  
- 3 その他

---

## ◎配付資料目次

資料1	香川県明るい選挙推進協議会委員・出席者名簿	1
資料2	香川県明るい選挙推進協議会会則	2
資料3	第49回衆議院議員総選挙の概要	3
資料4	第49回衆議院議員総選挙におけるキャッチコピー（案）	10
資料5	第49回衆議院議員総選挙における臨時啓発事業計画（案）	16
資料6	香川県明るい選挙推進協議会声明（原案）	20
資料7	香川県明るい選挙推進協議会における会議資料・会議録の公表方法	21



## 香川県明るい選挙推進協議会委員名簿（出欠一覧）

	出欠	氏名	職名等
会長	出	たけ しげ まさ ふみ 武重 雅文	香川大学名誉教授
副会長	出	にし かわ よし こ 西川 佳子	香川県連合青年会会長
	出	いけ だ のぶ ひろ 池田 信浩	日本放送協会高松放送局長
	出	いの うえ さとる 井上 悟	高松市選挙管理委員会委員長
	欠	お の しゅう いち 小野 修一	西日本放送報道制作局長
	出	かい づ ひろし 海津 洋	香川県教育委員会教育次長
	出	くめ い ひろ ゆき 桑井 弘之	四国新聞社編集局長兼論説委員長
	欠	こん どう さだ ひろ 近藤 禎宏	香川県警察本部刑事部長
	出	こん どう すず よ 近藤 凉代	三豊市明るい選挙推進協議会委員
	出	なか はし えみ こ 中橋 恵美子	NPO 法人わははネット理事長
	欠	み まや 御厩 みき	栗林校区婦人会副会長
	出	もと やま ひで き 本山 秀樹	瀬戸内海放送報道クリエイティブユニット 統括マネージャー
	欠	やま もと しげ とし 山本 重敏	香川県公民館連絡協議会副会長
	出	よこ い 横井 すずか	香川大学教育学部学生
	出	よね だ のり こ 米田 典子	三木町明るい選挙推進協議会委員

任期：令和3（2021）年2月1日～令和5（2023）年1月31日

## 香川県明るい選挙推進協議会会則

## (目 的)

第1条 本県における選挙啓発事業を推進するため、香川県明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (事務所)

第2条 協議会は、高松市番町四丁目1番10号香川県庁内に置く。

## (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 講演会及び講習会の開催
- (2) 明るい選挙推進のための集会
- (3) 明るい選挙啓発資料の作成配付
- (4) 明るい選挙モニターの設置
- (5) その他必要と認められる事業

## (組 織)

第4条 協議会は、委員若干名をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なお在任する。
- 4 委員は、選挙管理委員会がこれを委嘱する。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

## (会 議)

第6条 協議会は、必要がある場合、会長がこれを招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 その他会議の運営に必要な事項は、会議において定める。

## (幹 事)

第7条 協議会の事務を処理するため、幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、会長がこれを委嘱する。

## (事務局)

第8条 協議会の庶務は、県選挙管理委員会事務局において処理する。

## (補 則)

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この会則は、昭和36年12月20日から適用する。
- 2 香川県公明選挙協議会会則は、これを廃止する。

## 附 則

この会則は、昭和49年5月9日から施行する。

## 第49回衆議院議員総選挙の概要

香川県選挙管理委員会

項目	小選挙区選出議員選挙		比例代表選出議員選挙	
	候補者個人	候補者届出政党	候補者届出政党	名簿届出政党等
1 総選挙の期日 (憲法第54条、法第31条)	①衆議院議員の任期満了による総選挙 ア 任期満了日前30日以内 イ アの期間が国会開会中又は国会閉会の日から23日以内にかかる場合は、国会閉会の日から24日以後30日以内 ②衆議院の解散による総選挙 ・ 解散の日から40日以内			投票日 令和3年 月 日 (参考：任期満了日 令和3年10月21日)
2 総選挙の期日の公示 (法第31条)	選挙の期日は、少なくとも12日前に公示			公示日 令和3年 月 日
3 選挙区及び定数 (法第4条、第13条、別表第一、別表第二)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 香川県第1区 1人</li> <li>・ 香川県第2区 1人</li> <li>・ 香川県第3区 1人</li> </ul> (全国 289選挙区、総定数289人)		四国選挙区 6人 (全国 11選挙区、総定数176人)	
4 被選挙権 (法第10条、第11条、第11条の2、第252条、政規法第28条)	日本国民で年齢満25年以上の者(ただし、欠格要件該当者を除く。)			
5 候補者届出政党及び名簿届出政党等の要件 (法第36条、第86条の2)		次のいずれかの要件を満たす政党その他の政治団体 ① 所属する衆議院議員又は参議院議員を併せて5人以上有すること。 ② 直近の衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員選挙若しくは比例代表選出議員選挙又は参議院議員通常選挙における比例代表選出議員選挙若しくは選挙区選出議員選挙における得票総数が、有効投票の総数の100分の2以上であること。	次のいずれかの要件を満たす政党その他の政治団体 a 候補者届出政党の要件① b 候補者届出政党の要件② c 当該選挙において衆議院名簿登載者の数が当該選挙区における議員の定数の10分の2以上であること。	

項目		小選挙区選出議員選挙		比例代表選出議員選挙	
		候補者個人	候補者届出政党	名簿届出政党等	
6	立候補届出期間 (法第86条、第86条の2)	選挙期日の公示日 (ただし、補充立候補は、選挙の期日前3日まで行うことができる。)		選挙期日の公示日 (ただし、補充の届出は、名簿登載者でなくなった者の数が名簿届出時の名簿登載者の数の4分の1を超えるに至ったときは、選挙の期日前10日までに行うことができる。)	
7	重複立候補及びその場合の当選人の決定方法 (法第86条の2、第95条の2)			<ul style="list-style-type: none"> <li>候補者届出政党の要件を満たす政党等は、その政党等の届出にかかると小選挙区の候補者を比例代表選挙の名簿登載者とすることができる。</li> <li>当選人の数は、名簿届出政党等に投じられた得票数に比例して決定される(ドント方式)。2人以上の重複立候補者が同一順位とされている場合は、惜敗率の最も大きな者から順に定められる。</li> <li>重複立候補者で供託金没収点未満の得票者は比例代表選挙において復活当選できない。</li> </ul>	
8	供託の額 (法第92条)	300万円(候補者1人につき)		600万円(名簿登載者1人につき) (ただし、重複立候補者は300万円)	
9	選挙運動				
(1) 選挙運動の期間 (法第129条)		立候補届出のあった日から選挙期日の前日まで(12日間)			
(2) 選挙事務所 (法第131条)		第1区 2箇所 第2区、第3区 1箇所	候補者を届け出た選挙区ごと ・ 第1区 2箇所 ・ 第2区、第3区 1箇所	県ごとに1箇所	
(3) 自動車・船舶・拡声機 (法第141条)		自動車1台又は船舶1隻及び拡声機1揃 (供託物が没収されない場合、自動車の使用については、一定額の範囲内で国が経費を負担)	候補者を届け出た県において自動車1台又は船舶1隻及び拡声機1揃	選挙区において 名簿登載者の数1人～14人 自動車1台又は船舶1隻及び拡声機1揃 名簿登載者の数15人～24人 自動車2台又は船舶2隻及び拡声機2揃	

項 目	小選挙区選出議員選挙	候補者届出政党	比例代表選出議員選挙
	候補者個人	候補者届出政党	名簿届出政党等
(4) 通常葉書 (法第142条)	3万5千枚以内 (交付→国が経費を負担) (作成→供託物が没収されない場合、一定額の範囲内で国が作成経費を負担)	候補者を届け出た県において 2万枚×県における届出候補者数以内	
(5) ビラ (法第142条)	7万枚以内 2種類以内 規格制限あり (29.7×21cm (A4) 以内) 頒布方法に制限あり 県選管の証紙貼付 (供託物が没収されない場合、一定額の範囲内で国が作成経費を負担)	候補者を届け出た県において 4万枚×県における届出候補者数以内 (選挙区ごとに4万枚以内) 種類制限なし 規格制限あり (42×29.7cm (A3) 以内) 頒布方法に制限あり 県選管の証紙貼付	選挙区において 枚数制限なし 中央選挙管理会に届け出た2種類以内 規格制限なし 頒布方法に制限あり
(6) パンフレット等 (法第142条の2)		候補者届出政党等の本部において直接発行するパンフレット又は書籍 国政に関する重要政策等を記載したもの 総務大臣に届け出た2種類 (うち1種類は要旨等を記載したもの) に限る。 頒布方法に制限あり (候補者届出政党等の選挙事務所内) (候補者届出政党等に所属する候補者・名簿登載者の選挙事務所内) (個人演説会の会場内又は街頭演説の場所) 氏名類推事項の記載禁止 (候補者届出政党等の代表者以外の候補者・名簿登載者の氏名及び写真等) 必要記載事項 (頒布責任者及び印刷者の氏名 (法人名) 及び住所 (所在地) ) (候補者届出政党等の名称) (選挙運動用パンフレット等であることを表示する記号)	
(7) ポスター、立札、ちようちん及び看板 (法第143条)	選挙事務所、自動車 (船舶)、個人演説会につき掲示できる 規格、枚数等に制限あり (供託物が没収されない場合、立札及び看板の類の作成について一定額の範囲内で国が作成経費を負担)	選挙事務所、自動車 (船舶)、政党・政党等演説会につき掲示できる 規格、枚数等に制限あり	

項目	小選挙区選出議員選挙			比例代表選出議員選挙	
	候補者個人	候補者届出政党	候補者届出政党	名簿届出政党等	
(8) 個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスター (法第143条、第144条)	<p>(個人演説会告知用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポスター一掲示場ごとに1枚</li> <li>規格制限あり (42×10cm以内)</li> </ul> <p>(選挙運動用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポスター一掲示場ごとに1枚</li> <li>規格制限あり (42×30cm (A3) 以内)</li> </ul> <p>(供託物が没収されない場合、一定額の範囲内で国が作成経費を負担)</p>	<p>(選挙運動用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>候補者を届け出た県において1,000枚×県における届出候補者数以内 (選挙区ごとに1,000枚以内)</li> <li>種類制限なし</li> <li>規格等に制限あり (85×60cm (A1) 以内)</li> <li>県選管の証紙貼付</li> </ul>	<p>(選挙運動用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>候補者を届け出た選挙区において500枚×選挙区における名簿登載者数以内</li> <li>3種類以内</li> <li>規格等に制限あり (85×60cm (A1) 以内)</li> <li>中央選挙管理会の証紙貼付</li> </ul>		
(9) 新聞広告 (法第149条)	<p>9.6cm×2段×5回 (国が経費を負担)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8回以内</li> <li>広告のすべてを合計した寸法は38.5cm×4段以内 (国が経費を負担)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>名簿登載者の数1人～9人</li> <li>16回以内</li> <li>広告のすべてを合計した寸法38.5cm×8段以内</li> <li>名簿登載者の数10人～18人</li> <li>32回以内</li> <li>広告のすべてを合計した寸法38.5cm×16段以内</li> </ul> <p>(2%以上の得票を得た場合に限り、国が経費を負担)</p>		
(10) 政見放送 (法第150条)		<ul style="list-style-type: none"> <li>届出候補者数1～2人</li> <li>NHK テレビ1回・ラジオ1回</li> <li>基幹放送事業者 テレビ及びラジオ2回</li> <li>届出候補者数3人</li> <li>NHK テレビ2回・ラジオ1回</li> <li>基幹放送事業者 テレビ及びラジオ3回</li> <li>1回につき9分以内</li> <li>持ち込み方式あり (放送→国が経費を負担)</li> <li>(持ち込み方式→制作等について、一定額の範囲内で国が経費を負担)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>名簿登載者の数1人～9人</li> <li>NHK テレビ2回・ラジオ1回</li> <li>名簿登載者の数10人～18人</li> <li>NHK テレビ4回・ラジオ2回</li> <li>1回につき9分以内 (国が経費を負担)</li> </ul>		



項 目	小選挙区選出議員選挙		比例代表選出議員選挙	
	候補者個人	候補者届出政党	候補者届出政党	名簿届出政党等
(11) 経歴放送 (法第151条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>NHK テレビ 1回</li> <li>ラジオ おおむね10回</li> <li>1人1回につき30秒以内</li> <li>政見放送とは別に行う (国が経費を負担)</li> </ul>			
(12) 個人・政党・政党等演説会 (法第161条、第161条の2、第162条、第163条、第164条、第164条の2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>回数制限なし(ただし、同時開催は5箇所以内)</li> <li>公営施設使用の場合は、開催日2日前までに申込み (同一施設ごとに1回を限り国が経費を負担)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>回数制限なし(ただし、同時開催は1選挙区ごとに2箇所以内)</li> <li>公営施設使用の場合は、開催日2日前までに申込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>回数制限なし(ただし、同時開催は1選挙区ごとに8箇所以内)</li> <li>公営施設使用の場合は、開催日2日前までに申込み</li> </ul>	
(13) 街頭演説 (法第164条の5、第164条の6、第164条の7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>演説者がその場にとどまり、標旗(候補者1人1本)を掲げる。</li> <li>午前8時から午後8時まで</li> <li>選挙運動員の制限 候補者1人につき15人以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>停止した車上又は船上及びその周囲</li> <li>午前8時から午後8時まで</li> <li>選挙運動員の制限 なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>演説者がその場にとどまり、標旗(1本。なお、交付数は、選挙区ごとに、選挙すべき議員の数に相当する数)を掲げる。</li> <li>停止した車上又は船上及びその周囲</li> <li>午前8時から午後8時まで</li> <li>選挙運動員の制限 なし</li> </ul>	
(14) 選挙公報 (法第167条、第168条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙区ごとに1回発行</li> <li>公示日に申請</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙区ごとに1回発行</li> <li>公示日に申請</li> </ul>
(15) 特殊乗車券 (法第176条)	特殊乗車券15枚 (国が経費を負担)			名簿登載者の数により1/4~1/2ページ

項 目	小選挙区選出議員選挙		比例代表選出議員選挙
	候補者個人	候補者届出政党	名簿届出政党等
(16) インターネット等を利用する方法による文書図画の頒布 (法第142条の3、第142条の4、第142条の5、第142条の6、第178条)	<p>ウェブサイトをj利用する方法及び電子メールを利用する方法に大別される。</p> <p>ア ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布 ウェブサイトをj利用する方法（インターネット等を利用する方法のうち電子メールを利用する方法を除いたものをいう。）により、選挙運動用文書図画を頒布することができる。</p> <p>候補者・政党等のみならず、一般の有権者も頒布することができる。</p> <p>イ 電子メールを利用する方法による文書図画の頒布 電子メールを利用する方法（SMTP方式及び電話番号方式を用いるものをいう。）により選挙運動用文書図画を頒布することができるが、以下のような制限がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 候補者・政党等に限って頒布することができる。（一般の有権者は引き続き禁止）</li> <li>b 送信先に一定の制限がある。</li> </ul> <p>選挙運動用電子メール送信者に対し電子メールアドレスを自ら通知した者のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙運動用電子メールの送信の求め・同意をした者</li> <li>・ 政治活動用電子メールの継続的な受信者であつて、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し、送信しないよう求める通知をjなかつたもの</li> </ul> <p>に対してのみ送信できる。</p>		
10 法定選挙運動費用 (法第194条)	<p>次の式で定められる額以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1区 選挙人名簿登録者数×15円+2,130万円 (参考：前回 26,019,300円)</li> <li>・ 第2区・第3区 選挙人名簿登録者数×15円+1,910万円 (参考 前回第2区 23,121,800円 前回第3区 22,818,100円)</li> </ul>		
11 法定得票数 (法第95条)	有効投票の総数×1/6		

項 目	小選挙区選出議員選挙		比例代表選出議員選挙
	候補者個人	候補者届出政党	名簿届出政党等
12 供託金没収点 (法第93条、第94条)	有効投票の総数×1/10		没収額 = 供託額 - 重複立候補 者のうち小十 選挙区選挙 の当選者数  比例代表 600万円 × 選挙の当 × 2) 選者数

第49回

衆議院議員

総選挙

資料4-1

# キ ャ ッ チ コ ピ ー 大 募 集 !

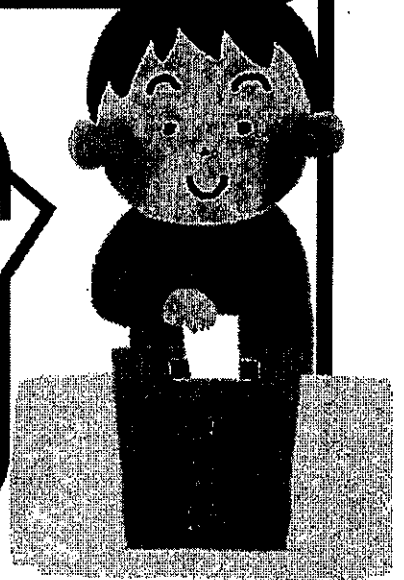
## 明るい選挙と投票参加を呼びかけよう!

今秋までに行われる予定の**第49回衆議院議員総選挙**のキャッチコピー(統一標語)を募集します。

締め切りは

### 令和3年5月24日(月)必着

(郵送の場合は、当日消印有効)



#### 応募資格

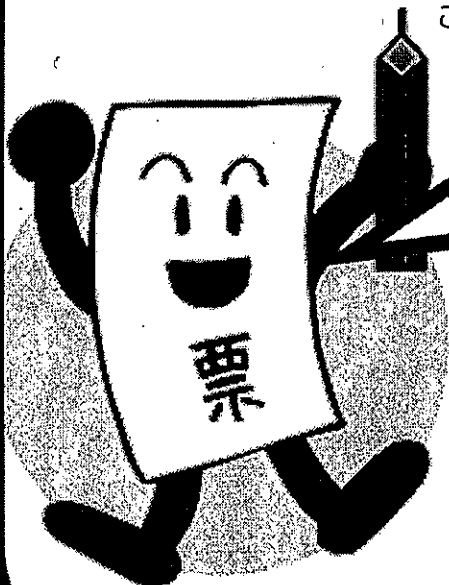
香川県に**在住**している方

#### 応募方法

裏面の応募用紙に記入していただき、郵送(当日消印有効)、FAXまたはE-mailで応募してください。

#### 応募上の注意

- ・一人何作品でも応募できますが、**自作で未発表のもの**に限ります。
- ・入選作品の著作権は、本募集事業の主催者に帰属します。
- ・応募いただいた皆さまの個人情報、キャッチコピーの選考や選挙啓発事業のみに使用します。
- ・衆議院が解散された場合、その時期によっては、締切りを前倒しすることがあります。その場合は、ホームページでお知らせします。



審査は、6月中に行い、その結果は、報道機関に発表するとともに、入選者に直接通知します!

#### 最優秀作品(1点)

賞状及び図書カード(1万円相当)

#### 優秀作品(数点)

賞状及び図書カード(3千円相当)

**応募先** 香川県選挙管理委員会事務局

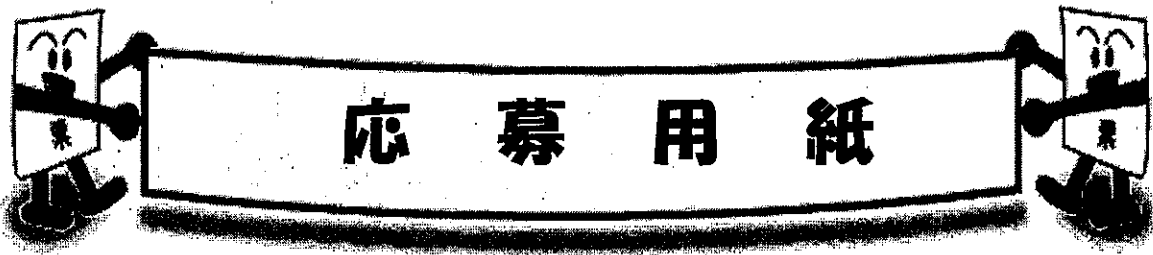
郵送:〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

FAX:087-831-4358

E-mail:senkyoi@pref.kagawa.lg.jp

香川県選挙管理委員会・香川県明るい選挙推進協議会

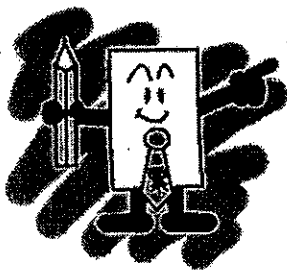
イメージキャラクター いっぴよう君



# 応募用紙

①	あなたの考えた作品				
	作品の簡単な説明				
②	郵便番号	〒	—	住所	
	ふりがな 氏名			生年月日	年 月 日
				電話番号	— —

※この応募用紙を使用して応募していただくか、または、任意の用紙に上記の内容を記載して、郵送、FAX（087-831-4358）、E-mailで、送っていただいても応募できます。



**応募先** 香川県選挙管理委員会事務局

- ・ 郵送 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
- ・ FAX 087-831-4358
- ・ E-mail senkyoi@pref.kagawa.lg.jp

(参考) 過去の国政選挙のキャッチコピー (統一標語)

投票日	選挙	標語
令和 元年 7月21日	参議院議員通常選挙	新しい 時代を創る この一票
平成29年10月22日	衆議院議員総選挙	わたしの想い 形にしよう この一票
平成28年 7月10日	参議院議員通常選挙	まず一票 18からの 意思表示
平成26年12月14日	衆議院議員総選挙	その一票 日本の未来へ 架かる橋

※お問い合わせ先 香川県選挙管理委員会 (TEL 087-832-3088)

# 応募集計結果(第49回衆議院議員総選挙キヤッチコピー)

資料 4-2

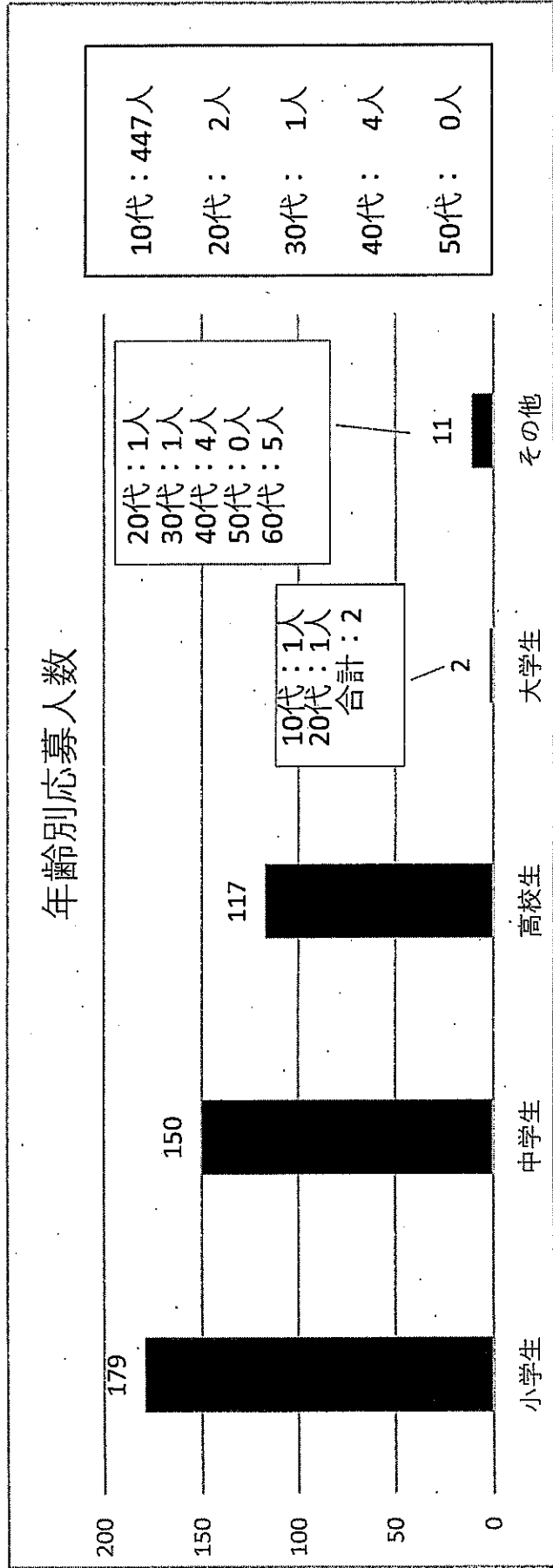
【単位:人】

年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計
合計	447	2	1	4	0	5	459

応募作品数	540 作品
応募人数	459 人

小学生	中学生	高校生	大学生	その他	合計
179	150	117	2	11	459

※ 高校生(117人)のうち、3年生は109人



選挙名		標語
令和元年7月21日	参院選	新しい 時代を創る この一票
平成31年4月7日、21日	統一	伝えなきゃ! 自分の思いを 投票で
平成30年8月26日	知事選	待っとるけん! あんたの一票 待っとるけん!
平成29年10月22日	衆院選	わたしの想い 形にしよう この一票
平成28年7月10日	参院選	まず一票 18からの 意思表示
平成27年4月12日、26日	統一	その一票 香川の未来を あなたが決める
平成26年12月14日	衆議院	その一票 日本の未来へ 架かる橋
平成26年8月31日	知事	もうすんだ? わたししゅくだい ママとうひょう
平成25年7月21日	参議院	投票は あなたが主役の 国づくり
平成24年12月16日	衆議院	いい国へ あなたの思い 伝える一票
平成24年4月10日、24日	統一	ふるさとの 思いをこめて この一票
平成22年8月29日	知事	まず投票 あなたがつくる 香川県
平成22年7月11日	参議院	投票は 次の世代へ 続く道
平成21年8月30日	衆議院	投票は、未来をつくる 第一歩
平成19年7月29日	参議院	一票を 重ねて築く 夢未来
平成19年4月8日、22日	統一	まず投票 あなたが主役の郷土づくり
平成18年8月27日	知事	あなたが決める あしたのかがわ
平成17年9月11日	衆議院	この一票 私にできる 国づくり
平成16年7月11日	参議院	行きまいよ 投票へ! 行ったんな 投票に!
平成15年11月9日	衆議院	さあ行こう 未来を決める あなたの一票
平成15年4月13日	県議会	投票へ 行こう築こう 香川のあした
平成14年8月25日	知事	県民の 願いをこめて この一票
平成13年7月29日	参議院	さあ投票 明るい未来を 築くため
平成12年6月25日	衆議院	一票で ひらくぞ つくるぞ 21世紀
平成11年4月11日	県議会	さあ投票 ひらく郷土の 新世紀
平成10年8月30日	知事	投票で 築くみんなの 香川県
平成10年7月12日	参議院	投票は 一人ひとりの 大きな使命
平成8年10月20日	衆議院	いい国を つくるあなたの この一票
平成7年7月23日	参議院	国政を 築くあなたの この一票
平成7年4月9日	県議会	投票に 託す未来の わが郷土
平成6年8月28日	知事	さあ投票 みんなの参加で 住みよい郷土
平成5年7月18日	衆議院	未来への 願いを託して この一票
平成4年7月26日	参議院	よい政治 わたしが築く この一票
平成3年4月7日	県議会	きれいな選挙で 住みよい郷土
平成2年8月26日	知事	県民の 未来を託す この一票

選 挙 名		標 語
平成2年2月18日	衆議院	ルールを守って きれいな選挙
平成元年7月23日	参議院	さあ投票 きれいな選挙で 国づくり
昭和62年4月12日	県議会	よい人選んで のびゆく郷土
昭和61年8月31日	知 事	みんなで投票 築こう香川
昭和61年7月6日	衆参ダブル	大事な一票 あなたが主役
昭和58年12月18日	衆議院	この一票 私の声です 心です
昭和58年6月26日	参議院	この一票 あなたが築く よい政治
昭和58年4月10日	県議会	明るい選挙 みんなで投票
昭和57年8月29日	知 事	この一票 明るい選挙 よい政治
昭和55年6月22日	衆参ダブル	きれいな選挙 みんなで投票
昭和54年10月7日	衆議院	ルールを守って きれいな選挙
昭和54年4月8日	県議会	みんなの力で 明るい選挙
昭和53年8月27日	知 事	いかそう あなたの一票を



## 第49回衆議院議員総選挙臨時啓発事業計画（案）

## 第1 趣旨

明るい選挙を実現するためには、有権者一人ひとりがこの選挙の重要性を十分に自覚し、選挙の正しいルールを守り、進んで投票に参加することが大切である。

このため、今回の選挙においては、有権者が自らの意思を表明する大切な機会であるとの認識のもと、「明るい選挙の推進」と「投票総参加」の呼びかけを重点とした各種の啓発事業を行うものとする。

また、期日前投票をはじめとした各種制度の内容等についても、周知徹底を図るものとする。

さらに、各種選挙における投票率の低下、特に若年層の低下が指摘されていることを踏まえて、啓発事業を行うものとする。

## 第2 キャッチコピー（統一標語）



## 第3 重点事項

## 1 明るい選挙の推進

有権者に対し、国政における衆議院の役割についての認識を深め、候補者や政党等の主義・主張を十分見極め、選挙の正しいルールを守って、自ら進んで投票をするよう呼びかけるとともに、候補者や政党等に対しても、選挙のルールを守り、政策や主義・主張を正しく有権者に訴えるよう呼びかけ、明るい選挙を推進する。

## 2 投票総参加の推進

今回の選挙は、国民が政治に参加する最も重要な機会であり、投票に参加することが主権者たる国民の権利であるとともに責務であることを呼びかけ、投票への総参加を推進する。

## 3 投票制度の周知

期日前投票制度及び郵便等投票制度など投票環境の向上のために創設された制度について引き続き周知するとともに、国外における不在者投票や在外投票制度についても周知を行う。

また、連座制、政治活動に関する寄附の制限等公職選挙法や政治資金規正法による規制についても、候補者、政党及び有権者等に周知徹底を図り、きれいな選挙を推進する。

さらに、同時に最高裁判所裁判官国民審査も行われることから、投票の順序、投票用紙の色等、投票の方法についての周知を十分に行い、無効投票の防止を図る。

## 4 若年層を対象とした啓発

若者を中心とした有権者の政治離れ・選挙離れが憂慮されていることを踏まえ、若年層への啓発に重点を置いた啓発事業を実施する。

## 5 子育て世代に対する啓発

親子連れ投票が子どもの将来の投票につながることや家庭教育の重要性に着目し、親子連れ投票等子育て世代に対する啓発事業を実施する。

## 6 新型コロナウイルス感染症対策に関する周知

選挙を新型コロナウイルス感染症の影響下で執行する場合には、各市町の選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会と相互に緊密に連携し、感染対策について周知を図る。

# 第4 運動の進め方

- 1 県及び市町の選挙管理委員会は、明るい選挙推進協議会と相互に密接な連携を保ちつつ、各報道機関や社会教育機関等の協力のもと全県的な啓発活動を展開するとともに、国や（公財）明るい選挙推進協会が行う事業とも連携を図るものとする。
- 2 県及び市町選挙管理委員会は、各報道機関に対して、啓発事業の実施状況や有権者への周知事項等に関する資料及び情報を積極的に提供し、この運動に対する県民の理解が深まるように努める。
- 3 県及び市町の選挙管理委員会は、選挙を新型コロナウイルス感染症の影響下において執行する場合を考慮し、その場合でも実施可能な方法により啓発活動を展開するものとする。

# 第5 運動の内容

## 1 県が行う事業

### (1) 特設サイトやSNSなどインターネットによる啓発

特設サイトを開設して、投票日・投票時間・選挙権年齢の引下げ・期日前投票制度のしくみ等の周知を行うとともに、投票総参加の呼びかけを行う。

併せて、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通じて、投票日の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加を呼びかける。

### (2) テレビ・ラジオ・新聞による啓発

テレビ・ラジオ・新聞を通じて投票日等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加を呼びかける。広告による周知は、効果的なものになるよう、媒体・方法・回数等を検討するものとする。

### (3) ポスター・チラシによる啓発

投票日の周知や明るい選挙の推進、投票総参加の呼びかけのためのポスター及びチラシを作製する。

ポスターについては、集客力のある大型小売店舗、若年層を中心に多くの人々が使用するJR・私鉄の電車・バスの車内や駅構内等に掲出するとともに、市町及び県の出先機関等に配布・掲出する。

また、チラシのうち、一般配布用チラシについては、県内の小・中学校及び高等学校等の児童・生徒を通じてその保護者に配布するとともに、市町の協力を得て県内全戸に配布できるよう配慮する。

親子連れ投票チラシについては、県内の小学校等の児童を通じてその保護者に一般配布用チラシを配布する際にあわせて配布する。

種 別	作製枚数(予定)	掲示期間等(予定)
一般掲示用ポスター	1,400枚	選挙期間中
車内・駅構内用ポスター	450枚	投票日までの12～15日間
一般配布用チラシ	580,000枚	県内全戸配布 県内の小・中学校及び高等学校等の児童・生徒を通じてその保護者に配布
親子連れ投票チラシ	50,000枚	県内の小学校等の児童を通じてその保護者に配布

(4) 立看板・懸垂(横断)幕による啓発

投票日やキャッチコピー(統一標語)を表示した立看板・懸垂(横断)幕を設置し、投票日の周知と投票総参加の呼びかけを行う。

種 別	設置数(予定)	設置場所(予定)	設置期間(予定)
立看板	3基	県庁舎前・瓦町駅前広場	選挙期間中
懸垂(横断)幕	46流	市町庁舎・県広報船	

(5) 広報車・広報船による啓発

広報車・広報船により、投票日の周知と投票総参加の呼びかけを行う。

種 別	台数(予定)	期間(予定)
広報車	4台	投票日までの7日間
広報船	1隻	投票日までの3日間

(6) ホームページバナーによる啓発

ホームページ広告用にバナーを作製し、県・市町ホームページ等に掲載して、香川県選挙管理委員会の衆議院議員総選挙特設ホームページへのリンクを設定することにより、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。

(7) 公用車へのボディーパネルの貼付による啓発

県・市町の使用する公用車に投票日が記載されたボディーパネルを貼付することにより、投票日の周知を行う。

対 象	作製枚数(予定)
県・市町公用車	160枚

(8) 店内放送・レシートによる啓発

県内の百貨店・大型小売店舗・商店街に依頼し、店内放送やレシート広告により投票日の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。

(9) 県の広報媒体による啓発

県の広報媒体を活用し、投票日の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。

- (10) メールマガジンによる啓発  
県や県内大学のメールマガジンを利用して啓発を行う。
- (11) 若年層を対象とした啓発事業  
選挙権年齢の引下げに関し、若年層への啓発に重点を置いた啓発事業を実施する。
- (12) 子育て世代に対する啓発  
親子連れ投票チラシ配布など子育て世代啓発事業を実施する。
- (13) 新型コロナウイルス感染症対策  
選挙を新型コロナウイルス感染症の影響下で執行する場合には、感染対策について、市町等関係者の協力も得ながら、上記の各種媒体等を通じて周知を図る。
- (14) その他  
市町（選挙管理委員会、教育委員会等）などの協力を得て、各種啓発を行う。

## 2 市町が行う事業

- (1) 広報車・広報船による啓発  
広報車・広報船により投票日の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加を呼びかける。
- (2) 広報誌等による啓発  
市町の広報誌等を積極的に活用して、投票日・投票時間・期日前投票制度等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。
- (3) 立看板・懸垂幕等による啓発  
キャッチコピー（統一標語）を活用した立看板・懸垂幕等を設置し、投票日を周知するとともに、投票総参加の呼びかけを行う。
- (4) 防災行政無線等による啓発  
放送の内容については、選挙の意義・投票日・投票時間・期日前投票制度等についての周知や明るい選挙の推進、投票総参加の呼びかけとする。  
また、放送に際しては、効果的な時期を選定するよう配慮する。
- (5) 啓発チラシの配布による啓発  
選挙期間中において、投票日・投票時間・選挙権年齢の引下げ・期日前投票制度等の周知や明るい選挙の推進、投票総参加の呼びかけを行うために、啓発チラシ（一般配布用チラシ）について、各市町の実情に即した方法で、全戸に配布できるよう配慮する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策  
選挙を新型コロナウイルス感染症の影響下で執行する場合には、上記の各種媒体を通じて感染対策について周知を図る。

## 声 明 （ 原 案 ）

選挙は、民主主義の基盤をなすものであり、民主政治のさらなる発展のためには、すべての有権者が積極的に投票に参加し、明るくきれいな選挙が行われることが必要不可欠です。

選挙を明るくきれいにするためには、選挙事務に従事する者が誠実に事務を行うことはもちろん、候補者、政党・政治団体及び選挙運動に携わる者が良識ある行動をとるとともに、有権者一人ひとりが、主権者としての自覚に基づき政治意識を高めることが重要です。

私たちは、ここに、第49回衆議院議員総選挙に当たり、明るくきれいな選挙の実現を目指して、次のことを強く呼びかけます。

- 一 選挙は、主権者たる国民が国政に参加する最も重要かつ基本的な手段です。  
有権者の皆さんは、今回の選挙が、国政にとって重要な選挙であることを自覚し、選挙公報やインターネットを通じて発信される情報などを通じて、候補者や政党等の政策や主張をしっかりと見極めて、進んで投票に参加しましょう。
- 一 今回の選挙は、新型コロナウイルス感染症の影響下で執行されます。  
有権者の皆さんは、投票所入場時の手指消毒やマスクの着用、投票日当日における混雑緩和のための期日前投票の積極的な活用など新型コロナウイルス感染症対策を行った上で、大切な一票を棄権することなく行使しましょう。
- 一 若い世代の方々は、選挙は自分たちの将来に深くかかわるということを十分理解し、進んで投票に足を運び、これからの国政を託するにふさわしい候補者や政党等を選びましょう。
- 一 候補者、政党・政治団体及び選挙運動に携わる皆さんは、選挙の正しいルールを厳守し、自らの政策や主張を十分に訴え、明るくきれいな選挙をしましょう。  
有権者の皆さんも、選挙違反をしない、させないという毅然とした態度で臨むとともに、自らの意思で大切な一票を行使しましょう。

令和3年〇月〇日

香川県明るい選挙推進協議会

香川県明るい選挙推進協議会における会議資料・会議録の公表方法等

令和元年度協議会決定

1. 公表方法

会議終了後、香川県選挙管理委員会のホームページに掲載することにより公表する。

2. 公表内容

(1) 会議資料

原則として当日配付した資料の全てを公表する。

(2) 会議録

各議題における審議内容等について、概要を記載したものを公表する。ただし、各委員の発言について、発言者の氏名は記載しないものとする。